

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 2 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和2年2月13日（木） 午後2時から3時35分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 久保田篤正	五	委 員 加藤潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会2月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会1月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の金井委員にお願いする。					
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が4件、議案が8件のほか、追加提出議案として、教委議案第14号「会計年度任用職員制度の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を加えた計13件の審議としてよいとお諮りする。 なお、本日の教委報告第6号については個人情報に関する案件、教委議案第8号については議会に関する案件、教委議案第9号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： 教委議案第14号の追加審議及び3つの案件に関しては非公開で審議することに決する。					

5 報告事項 (1) 教委報告第5号「教育長の決裁処分」	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項について願います。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第5号から第8号までの4件である。教委報告第5号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。 清水教育長： まず、教委報告第5号の1番「令和元年度第37回北本市スポーツ少年団大会」、2番「映画「あの日のオルガン」上映会」、3番「(仮称) 第1回きたもとさくらウォーク」4番「竹と木の対話、2020 関口聖岳コンサート」について、生涯学習課より、説明を願います。 平井生涯学習課長： (教委報告第5号の1番から4番までの説明) 清水教育長： 教委報告第5号の1番から4番までについて、質疑はあるか。 久保田委員： 2番の「映画「あの日のオルガン」上映会」について、予算書の中では、チケット収入代を700人分として見込むものだが、過去の実績から比較した場合、この見込値は妥当なものか確認する。 平井生涯学習課長： 午前・午後の2部制で上映するものとなり、1回当りの参加を350人位で見込むものとなる。昨年の実績を見た場合、概ね、この見込値に近いものとなる。 金井委員： 3番の「(仮称) 第1回きたもとさくらウォーク」について、仮称設定での事業名となるものだが、「きたもと」の表記は、このまま「かな表記」で決定するものか確認する。 平井生涯学習課長： 実行委員会へ確認したところ、実行委員会の名称と同様に、漢字表記で統一することとなった。あらためて報告資料の訂正を願います。 久保田委員： これまでの「感動桜国きたもとウォーク大会」から事業名を変え、コースを増やし、新たに第1回開催としてリニューアルするものだが、その変更理由について伺う。 平井生涯学習課長： 市長部局の担当課に対し、市長から事業内容の工夫・見直しについてリクエストがあったものとなる。開催時期も迫っており、大幅な見直しが難しい状況から、今回は、コースの増設を図った上で、当日の運営を若干見直すことも検討している模様
--	--

	である。 なお、開催日の設定に関しては、同日に高尾さくら公園で「さくらまつり」が開催されることから、これに合わせる形となる。 大保木委員： これまでの事業実績を踏まえると、事業の趣旨や内容が大幅に変わるものでない限り、開催数を安易にリセットすることは好ましくないと思われる。事業名の変更を望むとしても、開催数をリセットするのではなく、例えば、新たに元号表記へ切り替えるなど、別な方法も考えられる。 平井生涯学習課長： いただいた意見について、担当課に伝える。 清水教育長： 色々なことを心配しての意見であるため、実行委員会とも調整をお願いする。 平井生涯学習課長： 了解した。また、新年度より所管課が当課となるため、色々と検討していく。 金井委員： 機構改革に伴い、スポーツ関連事務及び当該事業の所管課が生涯学習課となる整理でよいか。 平井生涯学習課長： そのとおりである。今回の企画に関しては市長部局で進め、4月より当課に係わるものとなるが、令和3年度の開催からは、企画についても当課に係わっていくものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第5号の1番から4番については、了承とする。
(2) 教委報告第7号「石戸蒲ザクラの枝の剪定と根系調査について」	清水教育長： 続いて、教委報告第7号「石戸蒲ザクラの枝の剪定と根系調査について」、文化財保護課より、説明をお願いする。 磯野参与兼文化財保護課長： （教委報告第7号の説明） 清水教育長： 教委報告第7号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第7号については、了承とする。
(3) 教委報告第8号「デーノタ	清水教育長： 続いて、教委報告第8号「デーノタメ遺跡の答申について」、文化財保護課より、説明をお願いする。

メ遺跡の答申について」	磯野参与兼文化財保護課長：（教委報告第8号の説明） 清水教育長： 教委報告第8号について、質疑はあるか。 金井委員： 環状集落の規模に関し、国内最大級となる場所は何处か。 磯野参与兼文化財保護課長： 環状集落は関東地方に集中しており、西日本は少ない状況となる。その中でも、北本にある「大宮大地」と、埼玉県から東京都に繋がる「武蔵野台地」に集中しており、さらに最密集地域となる場所がデーノタメ周辺となる。 一番大きいもので、弧の長径が300m級のものがあるが殆ど残っておらず、残っているものの中で200mを超えるものがデーノタメ遺跡となり、このことが評価されている部分となる。このため、「関東最大級」のフレーズは、文化庁から指導いただいたものである。 加藤委員： 国指定を目指すとなると、どの位の期間を要するものか。 磯野参与兼文化財保護課長： 国指定の申請について、文部科学大臣に意見具申をすることとなるが、その際の要件としては、「総括報告書が刊行されていること」、そして、「指定面積のうちの7割の地権者の同意が必要となること」となる。 総括報告書は、昨年の9月に刊行しているため、あとは地権者の同意の部分が整えば、教育サイドとしては申請可能な状況となるが、当該遺跡が都市計画道路と区画整理の要の場所にあることから、開発見直しの見通しが立たないことには、未だ申請できないものとなる。 2月5日の定例記者会見では、市長より、自身の任期中に国指定の申請を目指す意向を伝えたことから、その期間としては、令和4年位までも言い換えられるが、具体的には決まっていない状況となる。 安田委員： その間において、7割の地権者の同意は得られるものか。 磯野参与兼文化財保護課長： 市として、国指定を目指す手続に入る段階でないことから、地権者との交渉も未だ着手していない状況となる。交渉を進めることとなれば、ご理解いただけるよう説明していく。 大保木委員： 都市計画道路に関しては、本市だけの問題ではないと思われるが、今後、どう調整していくものか。 磯野参与兼文化財保護課長： 教育サイドだけでは決められない部分があり、開発サイドの
--------------------	---

	方で計画を如何に見直すかが大事となる。 なお、先の定例記者会見の市長説明では、「遺跡の保存を前提とした、都市計画道路と区画整理事業の見直しをするための事業の発注を行ったので、いよいよスタートに立った。」との説明があった。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第8号については、了承とする。 6 議案審議 清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。 原口教育部長： 教委議案第6号から第13号までの8件のほか、追加提出の教委議案第14号を加えた計9件について、願います。 (4) 教委議案第6号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の制定について」 清水教育長： それでは、教委議案第6号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の制定について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： (教委議案第6号の説明) 清水教育長： 教委議案第6号について、質疑はあるか。 大保木委員： 「会計年度任用職員」とは、新たな職名として整理されるものか。 櫻井教育総務課長： そのとおりである。これまでの一般職の非常勤職員について、改正地方公務員法により職名が変わり、任用・服務規律・休暇等の整備が図られるものとなる。 大保木委員： 待遇について、具体的にどう変わるものか。 櫻井教育総務課長： 勤務実績に応じて賞与が支給されるほか、職種毎の給料表を設定の上、経験年数に伴った昇給がある。そのほか、人事評価の対象ともなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第6号については、可決する。 (5) 教委議案第 清水教育長： 続いて、教委議案第7号「北本市教育委員会会計年度任用職
--	---

7号「北本市教育委員会会計年度任用職員の採用手続並びに勤務時間、休日及び休暇に関する規則の制定について」	員の採用手続並びに勤務時間、休日及び休暇に関する規則の制定について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： （教委議案第7号の説明） 清水教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第7号については、可決する。
(6) 教委議案第10号「北本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止について」	清水教育長： 続いて、教委議案第10号「北本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： （教委議案第10号の説明） 清水教育長： 教委議案第10号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第10号については、可決する。
(7) 教委議案第11号「北本市スポーツ推進審議会規則の制定について」	清水教育長： 続いて、教委議案第11号「北本市スポーツ推進審議会規則の制定について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： （教委議案第11号の説明） 清水教育長： 教委議案第11号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第11号については、可決する。
(8) 教委議案第12号「北本市スポーツ推進委員に関する規則の制定について」	清水教育長： 続いて、教委議案第12号「北本市スポーツ推進委員に関する規則の制定について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： （教委議案第12号の説明） 清水教育長： 教委議案第12号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —

(9) 教委議案第13号「北本市体育センター設置及び管理条例施行規則の制定について」	清水教育長： 教委議案第12号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第13号「北本市体育センター設置及び管理条例施行規則の制定について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委議案第13号の説明） 清水教育長： 教委議案第13号について、質疑はあるか。 大保木委員： 当該施行規則を定めるに際し、指定管理者への影響は何かあるものか。 平井生涯学習課長： 指定管理に関しては、あくまで市単位で指定するものとなるため、今回、教委規則として定めることで、影響が発生するものではない。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第13号については、可決する。
(10) 教委議案第14号「会計年度任用職員制度の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」	清水教育長： 続いて、教委議案第14号「会計年度任用職員制度の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、教育総務課より、説明をお願いする。 櫻井教育総務課長： （教委議案第14号の説明） 清水教育長： 教委議案第14号について、質疑はあるか。 大保木委員： A L T（外国語指導助手）は新年度から派遣により配置するものか。 坂口学校教育課長： そのとおりである。派遣会社と契約を結び、各学校へ配置するものとなる。 大保木委員： 勤務状況等の評価は派遣会社が行うものか。 坂口学校教育課長： 基本的には派遣会社が行うものとなる。手続の流れとしては、派遣会社から各学校へ「評価表」が送られ、勤務の様子や子供達との係わりの様子などを学校で記入の上、派遣会社へ還元して評価を行うものとなる。 大保木委員： 現在の直接雇用と比べ、A L Tの報酬額は変わるものか。

坂口学校教育課長： 派遣となるため、個々の正確な金額は把握できないが、現在の額よりも下がるものと推測される。

大保木委員： 直接雇用から派遣に切り替える理由は何か。

坂口学校教育課長： これまで本市では4名のALTを直接雇用し、学校へ配置してきた。しかし、新学習指導要領により、新年度から小学校の英語の授業が増えるため、ALTを現行の4名から6名に増員する必要があると考えた。

直接雇用により増員対応とした場合、相当の経費額を要することから、派遣に切り替えることで、経費額を抑え、予定する6名の配置を可能としたものである。

大保木委員： 派遣で対応している市町村はあるものか。

坂口学校教育課長： 桶川市、鴻巣市、伊奈町が派遣対応としていた中、本市では、直接雇用としていたものである。

原口教育部長： 平成22年度の頃、派遣法の関係から、それまで本市でも派遣対応としていたものを、直接雇用に切り替えたものとなる。

直接雇用をしていく中で、優秀なALTを確保してきたが、今後の増員対応が大きな課題となるため、再び派遣に切り替え、現在、その業者の選定を行っている状況となる。

安田委員： 現在の4名のALTは残るものか。

坂口学校教育課長： ALTが本市での継続勤務を望むのであれば、決定業者において雇用していただく予定である。但し、給与形態や処遇が変わるため、最終的には各ALTの判断によるものとなる。

金井委員： 直接雇用から派遣に切り替えることの詳細に関し、これまで議論する場がなかったものと記憶する。

坂口学校教育課長： 12月の協議会において、新年度予算（教育費）の要求概要として、ALTの増員要望を伝えさせていただいたが、今回、雇用形態等の詳細が固まってきたことから、あらためて伝えさせていただくものである。

金井委員： 今回派遣に切り替え、人材やその他の点で問題等が生じた場合は、翌年度に再び直接雇用に戻すような、柔軟な対応もあるものか。

	原口教育部長： お見込みのとおりである。こうした契約について、複数年契約もあるものだが、今回は単年度契約とし、様子を見ながら、以後に向けてのベース作りとするものである。 また、仮に6名を直接雇用とした場合、1千万円位の経費額の増となることから、限られた予算の中で対応できる方法として、今回の派遣対応とすることも理由の一つである。 金井委員： 上手く運用していけるよう期待する。 原口教育部長： A L Tの充実だけでなく、小学校の教員に対しても、英語に関する研修を進めている。 また、「英語専科教員」として、中学校の英語の教員を小学校へ派遣する取組について、本年度も実施しており、さらに次年度は増員予定としているところである。引き続き英語教育が充実するよう努めていく。 加藤委員： 次年度から教育センターの所長を「会計年度任用職員」として区分するものだが、一会計年度内での任用形態となることで、何か問題が生じることはあるものか。 坂口学校教育課長： 必ずしも年度毎に人が入れ替わるものではないことから、人事面において、大きな問題は特にない。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第14号については、可決する。 7 非公開審議 清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。 (11) 教委報告第6号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態について」 清水教育長： それでは、教委報告第6号「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： (教委報告第6号の説明) 清水教育長： 教委報告第6号について、質疑はあるか。 大保木委員： 事態が迷宮入りとならぬよう、確実な調査をお願いします。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第6号については、了承とする。
--	--

(12) 教委議案第 8 号「令和 2 年度予算案に関する意見の聴取について」	清水教育長： 続いて、教委議案第 8 号「令和 2 年度予算案に関する意見の聴取について」、原口教育部長より、説明をお願いする。 原口教育部長： （教委議案第 8 号の説明） 清水教育長： 教委議案第 8 号について、質疑はあるか。 安田委員： オリンピック・パラリンピック関連事業の事前キャンプ受け入れについて、利用する宿泊施設を伺う。 原口教育部長： 国道 17 号沿いの温泉施設跡地に建設中の宿泊施設を利用する予定となる。なお、経費額に関しては、本市と相手国との折半を予定するものである。 金井委員： 野外活動センターを利用するとの噂も聞いている。 原口教育部長： 先ほどの建設中の宿泊施設のほか、北本駅前ホテルを利用するものと聞いている。詳しい情報が入り次第、あらためて伝えていく。 大保木委員： 小学校費と中学校費の減額理由について伺う。 原口教育部長： 新年度からの「会計年度任用職員制度」の施行に伴い、小・中学校に配置する各種支援員の人件費が、市長部局関係課の予算へ一元化となるため、その分の減となるものである。 久保田委員： 再びオリンピック・パラリンピック関連事業について、市内小・中学校の子供達と招待国との交流・ふれあい活動などは検討されているものか。 平井生涯学習課長： 交流会の開催費と通訳費を新年度予算に盛り込んでいる。 原口教育部長： オリンピック・パラリンピックだけでなく、共生社会の実現の観点にも立ち、事前の学習会の開催についても検討を進めている。 久保田委員： 子供達にとって、有意義な交流が図られるよう期待する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第 8 号については、可決する。
--	--

(13) 教委議案第9号「教職員(管理職)の人事内申について」	清水教育長： 続いて、教委議案第9号「教職員(管理職)の人事内申について」、学校教育課より、説明をお願いする。 坂口学校教育課長： (教委議案第9号の説明) 清水教育長： 教委議案第9号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第9号については、可決する。
8 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和2年3月2日 教 育 長 <u>清水 隆</u> 署 名 委 員 <u>金井 裕</u> 書 記 <u>山本 一真</u>